

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 竹原市歴史民俗資料館保存修理に伴う設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (竹原市歴史民俗資料館)
(2) 敷地の場所 (竹原市本町三丁目)
(3) 施設用途 (資料館)
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二第12号 第1類)

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」の印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「⊗」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

- (1) 敷地の条件
a. 用途地域及び地区の指定 (第一種住居専用地域 22条区域)
- (2) 施設の条件
a. 主要構造(既存)
構造 (木造)
階数 (2階建て)
- (3) 建設の条件
a. 予定事業費 40,000千円（消費税込）
b. 事業実施時期 令和9年度

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和6年3月26 日国営整第 213 号）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

- (1) 一般事項
 - 現地調査による図面作成業務
 - 外壁劣化状況調査
 - 屋根劣化状況調査
 - 既存塗膜調査（DMS試験・FT-IR-ATR試験（全反射フーリエ変換赤外分光法））
 - 改修工事方針の立案および実施設計図書の作成
 - 実施設計
 - 建築工事实施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - 積算業務（積算数量調書の作成は、R I B C 2により行う。）
 - 建築積算（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
 - 概略工事工程表の作成
 - 竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会への説明資料作成
 - アスベスト分析調査（3検体）（定性・試料採取、分析調査費を含む。）

2. 業務の実施

- (1) 一般事項
 - a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
 - b. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
 - c. 調査職員の指示により、「設計説明書」に必要な事項を記入のうえ、関連する資料とともに調査職員に提出する。
- (2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等を指す。

 - a. 共 通
 - 公共建築工事積算基準（ 番 号 等 ）
 - 公共建築工事共通費積算基準（ 最 新 版 ）
 - 公共建築工事標準単価積算基準（ 最 新 版 ）
 - 建築物解体工事共通仕様書（ 最 新 版 ）
 - b. 建 築
 - 建築工事設計図書作成基準（ 最 新 版 ）
 - 敷地調査共通仕様書（ 最 新 版 ）
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（ 最 新 版 ）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（ 最 新 版 ）
 - 建築設計基準（ 最 新 版 ）
 - 建築構造設計基準（ 最 新 版 ）
 - 建築工事標準詳細図（ 最 新 版 ）
 - 擁壁設計標準図（ 最 新 版 ）
 - 構内舗装・排水設計基準（ 最 新 版 ）

c. 建築積算

- ☐ 公共建築数量積算基準 (最 新 版)
- ☐ 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (最 新 版)
- ☐ 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (最 新 版)
- ☐ 営繕工事積算チェックリスト (建築工事編) (最 新 版) ・貸与

d. 設 備

- ☐ 建築設備計画基準 (最 新 版)
- ☐ 建築設備設計基準 (最 新 版)
- ☐ 建築設備工事設計図書作成基準 (最 新 版) ・貸与
- ☐ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最 新 版)
- ☐ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (最 新 版)
- ☐ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最 新 版)
- ☐ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最 新 版)
- ☐ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (最 新 版)
- ☐ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最 新 版)
- ☐ 建築設備耐震設計・施工指針 (最 新 版)
- ☐ 建築設備設計計算書作成の手引 (最 新 版)

e. 設備積算

- ☐ 公共建築設備数量積算基準 (最 新 版)
- ☐ 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (最 新 版)
- ☐ 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (最 新 版)

(3) 提出書類

a. 業務実績情報の登録の可否

・ 要

受託者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録 (調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

☐ 不要

b. その他

- 着手通知書 1 部
- 業務工程計画表 1 部
- 管理技術者選任通知書 1 部
- 見積依頼先名簿届 1 部
- 期間別業務履行報告書 1 部 (月 2 回提出 業務の進行状況のわかる資料を添付すること)
- 設計図(CADデータ)
- 設計書 (RIBCデータ)
- 概略工程表
- 工事概要・内容について住民説明等に必要な資料
- 製本図面
- 各種数量調書・積算資料
- 成果品納入書 1 部
- 委託業務完了通知書 1 部
- 引渡書 1 部

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数
- b. 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数
- c. 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
(協力者がある場合)
- d. 業務工程表
- e. 業務実施体制表
- f. その他、調査職員が必要に応じ指定する事項

(5) 管理技術者の資格要件

- 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- 一般社団法人広島県建築士会が認定する広島県ヘリテージマネージャーの登録を受けている者

(6) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
 - ・ 既存建築物設計図書一式

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 定期打合せ (月2回)
- d. その他 ()

(8) 設計に当たっての留意事項

a. 留意事項

- ・ 本業務完了後の工事受注者選定における契約の不調リスクを減らすため、設計の各段階においてコスト管理への配慮を徹底して業務を進めること。
- ・ 現地実測調査による図面を作成すること。
- ・ 外壁(破風・鼻隠し・軒裏含む)の劣化状況を調査し、脱落・割れ・漏水の有無の確認をすること。
- ・ 屋根へ上がる昇降足場を設置し、屋根・樋等の劣化状況を調査し、屋根材の割れや漏水の有無の確認をすること。昇降足場は、移動式はしごや立てかけはしご等は不可とする。原則として、枠組足場またはくさび緊結足場による手すりおよび踏板を備えた昇降階段を設置すること。また、足場の設置・解体にあたっては、建物の敷地条件を考慮し、外壁や軒先等の歴史的構造体を毀損しないよう適切な養生を行うこと。
- ・ 分析にあたっては、過去に同種の塗膜分析および塗装仕様作成の受託実績が十分にある専門の民間分析機関で実施すること。「DMS」、「FT-IR-ATR(全反射 フーリエ変換赤外分光法)」試験を実施し、既存塗料の主成分(アクリル樹脂、ウレタン樹脂、エポキシ樹脂、フッ素樹脂等の樹脂系)。塗膜厚等を明確に特定すること。本調査の結果は、過去の改修履歴の把握を報告書にまとめること。なお、試料採取にあたっては、建物の意匠を損なわない位置を選定し、事前に発注者の承諾を得るものとする。
- ・ 実施した各種現況調査の結果を十分に分析・反映し、本保存建物の文化的価値を損なわない最適な新規塗装仕様(既存塗膜との適合性・付着性等)を立案すること。
- ・ 色味確認のため、マンセル値によるA4サイズの塗装見本を作成すること。
- ・ 各棟の外壁吹付塗材について、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が行うものとし、試料採取及び石綿含有分析を行い実施調査報告書の作成を行うこと。含有分析は、定性分析(JIS A1481-1)とする。
- ・ 落下・破損が想定される建具の修繕を行うため、既存建具の劣化状況を調査し、脱落・割れ・漏水の有無の確認をすること。
- ・ 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存審議会の開催に際し、必要となる説明資料を作成するとともに、当該審議会に出席し、設計内容の説明(現地での説明対応を含む)および質疑応答を行うものとする。また、審議会での指摘事項や指導内容について、速やかに設計への反映方法を検討し、発注者と協議すること。
- ・ 外壁調査時に修理すべき箇所が判明した場合は、調査職員と協議しその指示に従うこと。
- ・ その他上記以外に調査職員が指示する事項

b. 関係法令・基準等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 食品衛生法

(9) 指定部分及び履行期間

- ・指定部分 概算事業費算出 令和8年9月30日
- ・履行期間 契約の翌日から令和9年1月29日

(10) その他、業務の履行に係る条件等

a. 成果物の取り扱いについて

提出されたJWCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

b. 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。
この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

■竹原市歴史民俗資料館 現況写真



竹原市歴史民俗資料館（資料館／保存計画番号 44）

左：西面 右：南面

●保存修理計画予定図



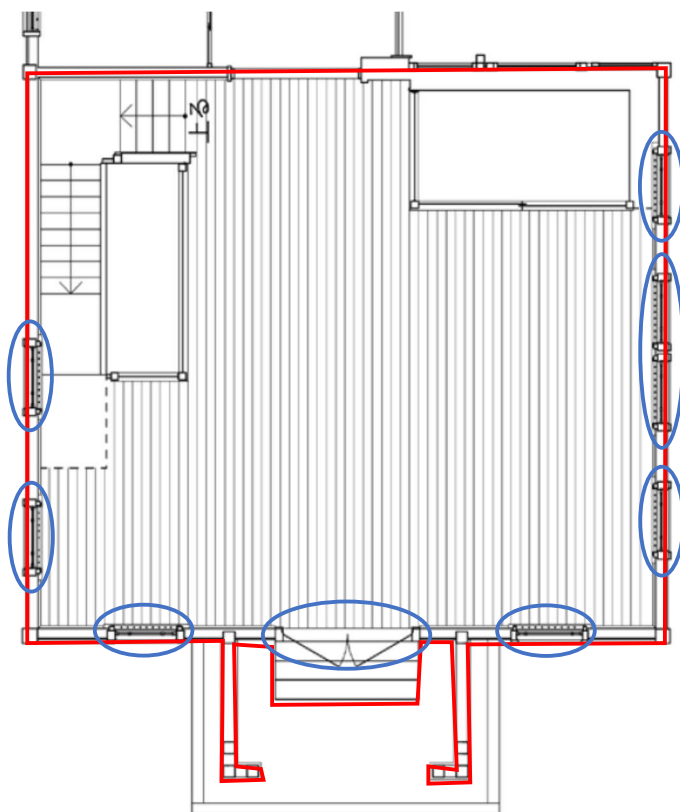
竹原市歴史民俗資料館（資料館） 立面図（西面）

□ 外壁塗装塗直しの範囲（破風・鼻隠し・軒裏含む） □ 修繕を行う建具



竹原市歴史民俗資料館（資料館） 立面図（南面）

□ 外壁塗装塗直しの範囲（破風・鼻隠し・軒裏含む） □ 修繕を行う建具

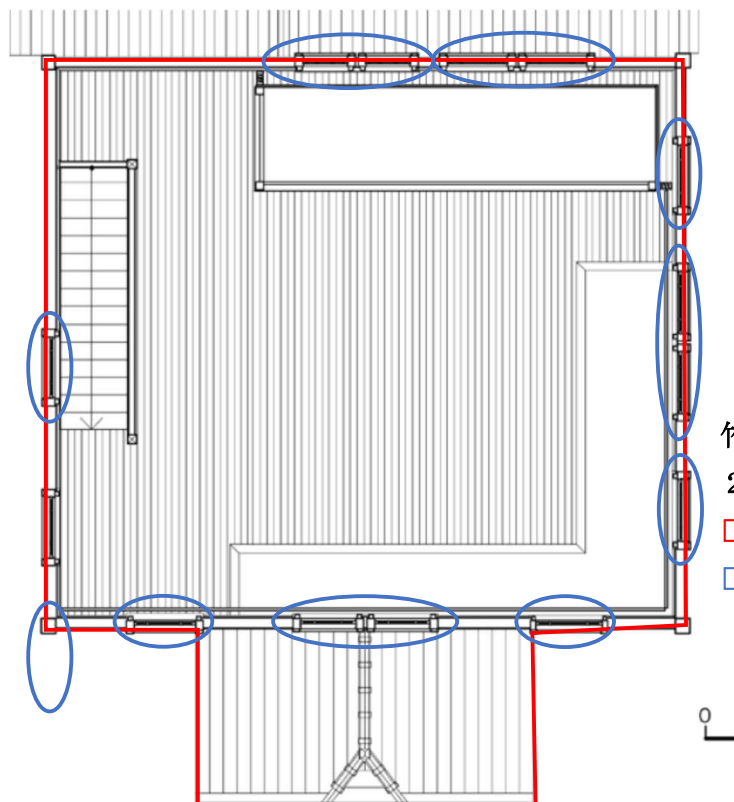


竹原市歴史民俗資料館（資料館）

1 階平面図

□ 外壁塗装塗直しの範囲（破風・鼻隠し・軒裏含む）

□ 修繕を行う建具



竹原市歴史民俗資料館（資料館）

2 階平面図

□ 外壁塗装塗直しの範囲（破風・鼻隠し・軒裏含む）

□ 修繕を行う建具

保存修理の範囲は歴史民俗資料館（資料館）の四面全てとし、外壁塗装（破風・鼻隠し・軒裏含む）・建具修理を行う。